

生駒市水道事業管理規程第1号

生駒市水道局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成19年3月30日

生駒市長 山下 真

生駒市水道局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

生駒市水道局職員の職の設置に関する規程（平成元年4月生駒市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「職員とは」を「「職員」とは」に改める。

第3条を次のように改める。

（職員の職）

第3条 職員の職の設置については、次のとおりとする。

区 分	職
事務職員	局長、次長、課長、場長、主幹、課長補佐、場長補佐、係長、主査、主任、主事、事務員
技術職員	局長、次長、課長、場長、主幹、課長補佐、場長補佐、係長、主査、主任、技師、技術員
技能職員	主任、副主任、技能員

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。